

文書による指摘事項及び改善状況（令和4年度）

監査対象法人名	指導監査 実施年月日	指摘内容	是正改善状況
社会福祉法人 MONDEN会	令和5年1月26日	<p>1 法人運営</p> <p>(1) 定款上、役員の定数として業務執行理事を1名置くことになっているが、選任されていない。業務執行理事1名を理事会の決議で選任するか、定款を変更するなどの対応を実施すること。</p> <p>2 会計・経理</p> <p>(1) 注記の整合性、項目について 法人単位の注記事項について、以下の点で貸借対照表との不整合、記載漏れがあった。</p> <p>①基本財産の増減の内容及び金額・・・建物の当期減少額欄に減価償却費の入力が漏れており、当期末残高が貸借対照表と不一致である。</p> <p>②有形固定資産の簿価・・・車輛運搬具、器具及び備品の当期末残高が貸借対照表と不一致である。</p> <p>③注記項目・・・「重要な偶発債務」「合併又は事業の譲渡もしくは譲受けが行われた場合」の項目の記載が漏れている。なお、いずれの項目も該当がない場合であっても項目の省略はできず、該当がない旨の記載が必要である。</p> <p>(2) 附属明細書の整合性について 附属明細書について、以下の点で決算書内の他の記載との不整合があった。 「法人単位の附属明細書」</p>	<p>1</p> <p>(1) 改善中</p> <p>2</p> <p>(1) 改善中</p> <p>(2) 改善中</p>

監査対象法人名	指導監査 実施年月日	指摘内容	是正改善状況
		<p>①借入金明細書・・・担保資産の帳簿価額が、担保に供している資産の注記の金額と不一致である。</p> <p>②補助金事業等収益明細書・・・国庫補助金等特別積立金積立額合計が、事業活動計算書の金額と不一致である。</p> <p>③国庫補助金等特別積立金明細書・・・当期取崩額のサービス活動費用の控除項目として計上する取崩額の金額が、事業活動計算書の金額と不一致である。なお、この不一致の原因は国庫補助金等特別積立金を計上している除却資産の会計処理の誤りによるものである。</p> <p>「拠点区分の附属明細書」</p> <p>①積立金・積立資産明細書・・・積立資産として記載すべきものは、貸借対照表上の積立資産のみであり、保険積立金は除くべきである。</p>	